

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和元年10月1日

(平成30年度決算)

(健康福祉部・企画振興部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和元年10月1日(火曜日)

午前9時58分開議
午前11時38分休憩
午後0時58分開議
午後1時53分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第25号 平成30年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第27号 平成30年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

- 委員長 溝口幸治
- 副委員長 内野幸喜
- 委員 城下広作
- 委員 吉永和世
- 委員 西 聖一
- 委員 山口 裕
- 委員 増永慎一郎
- 委員 濱田大造
- 委員 橋口海平
- 委員 楠本千秋
- 委員 岩本浩治
- 委員 末松直洋
- 委員 吉田孝平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 渡辺克淑
- 政策審議監 早田章子
- 医監 迫田芳生

長寿社会局長 松岡正之
子ども・

障がい福祉局長 沼川敦彦

健康局長 岡崎光治

健康福祉政策課長 下山 薫

政策監 篠田 誠

健康危機管理課長 上野一宏

首席審議員

兼高齢者支援課長 唐戸直樹

認知症対策・

地域ケア推進課長 柴田英伸

社会福祉課長 下村正宣

子ども未来課長 久原美樹子

子ども家庭福祉課長 木山晋介

首席審議員

兼障がい者支援課長 永友義孝

医療政策課長 三牧芳浩

国保・高齢者医療課長 沖圭一郎

健康づくり推進課長 新谷良徳

薬務衛生課長 緒方和博

企画振興部

部長 山川清徳

政策審議監 水谷孝司

地域・文化振興局長 倉光麻里子

交通政策・情報局長 内田清之

情報政策審議監 島田政次

企画課長 浦田隆治

地域振興課長

兼県央広域本部振興部長 池永淳一

文化企画・

世界遺産推進課長 内藤美恵

首席審議員

兼川辺川ダム

総合対策課長 吉野昇治

首席審議員

兼交通政策課長 重見忠宏

情報政策課長 椎場泰三

統計調査課長 中村誠希

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 瀬戸 浩 一
会計課長 村 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局長心得 松 永 正 伸
監査監 工 藤 真 裕
監査監 林 田 孝 二

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
議事課主幹 門 垣 文 輝
議事課主幹 山 本 さおり

午前9時58分開議

○溝口幸治委員長

ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に健康福祉部の審査を行い、午後から企画振興部の審査を行うこととしております。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

渡辺部長。

○渡辺健康福祉部長 着座のままでよろしいですか。

○溝口幸治委員長 はい、着座のままどうぞ。

○渡辺健康福祉部長 平成30年度決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善ま

たは検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、関係部局共通の事項ですが、「未収金の解消については、各部局において厳しい状況の中で回収に努めていることは理解しているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」でございました。

健康福祉部における未収金につきましては、生活保護費返還徴収金を初め、生活困窮による返還の滞りが最大の要因となっておりますが、部局長及び関係課長等で構成する健康福祉部収入未済金対策会議等において部内の統一的な取り組み方針を策定し、共通認識を持って収入未済金発生の未然防止と徴収対策強化に取り組んでいるところでございます。

平成30年度の具体的な取り組みとしましては、法に基づく生活保護費との相殺範囲の拡大や本庁に配置した滞納整理員の活用による徴収困難ケース等の徴収強化を図りました。

また、貸付金等については、新たな滞納発生を抑制するため、貸付相談時における借入額の精査、償還に係る意識づけの徹底等を図るとともに、滞納発生早期からの対応に取り組んでいます。

今後も、未収金の発生防止と削減に向けた取り組みを進めてまいります。

2点目は、「保健環境科学研究所における水質や大気等に関する調査、研究などの事業成果や県独自の取り組みについて、県民に十分認知されるよう、周知、広報に努めること。」でございました。

研究所において実施しております保健及び環境分野の試験検査の結果や調査研究の成果につきましては、ホームページや研究発表会等を通して、周知、広報に努めているところ

でございますが、情報発信のさらなる強化を図るため、本年5月にはホームページをリニューアルし、わかりやすい内容に再整理するとともに、最新情報の定期的な掲載などに取り組んでおります。また、県立図書館や県民交流館パレアといった、子供も含め多くの県民の目に触れる場所で研究内容を紹介したパネル展示を実施し、研究所の認知度向上にも取り組みました。

今後、各種媒体等を活用しながら、研究所の成果等の周知、広報に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部の平成30年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計、国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入済み額は、2,197億1,300万円余で、調定額に対する収入率は、99.9%となっております。

不納欠損額は、320万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は、1億7,300万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金等でございます。

次に、歳出でございますが、予算額3,523億3,700万円余に対しまして、支出済み額は、3,442億8,400万円余となっております。

翌年度への繰越額は、17億2,200万円余で、主に熊本地震に伴う災害復旧事業及び社会福祉施設等の整備に関するものでございます。

また、不用額は、63億3,000万円余で、内容としましては、熊本地震の災害救助事業に係る市町村への支弁や他県求償等の実績が見込みを下回ったものや災害復旧事業等に係る補助金等の執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては、各課長が御説明い

たします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。引き続き着座のまま御説明申し上げます。

まず、今年度の定期監査の結果でございますが、健康福祉部への指摘事項はございませんでした。

次に、平成30年度決算の説明をさせていただきます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお開きください。

まず、歳入について、不納欠損、収入未済の状況でございますが、お開きいただいております2ページの冒頭の使用料及び手数料、下段の国庫支出金、それからめくっていただきまして、4ページ中段の財産収入、さらに5ページ中段の繰入金、下段の諸収入のいずれにつきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、7ページをお開きください。

ここからが歳出でございます。

主なものについて御説明を申し上げます。

まず、中段の民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済み額として16億7,635万円余となっております。

主な事業を備考欄に記載しております。

なお、不用額4億8,865万円余につきましては、住まいの再建支援事業における助成の実績及び地域支え合いセンター運営支援事業の実績の減に伴う執行残でございます。

次に、8ページの下段、災害救助費をお願いします。

支出済み額は、92億3,068万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額3億6,235万円余につきまし

ては、みなし仮設住宅入居費用、県内市町村繰越支弁や他都道府県求償等の応援救助費用及び災害弔慰金の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、9ページからが衛生費になります。

公衆衛生総務費でございますが、支出済み額は、4億6,110万円となっております、主な事業は、資料の備考欄のとおりでございます。

中段の保健環境科学研究所費は、宇土市にある同研究所の運営費でございます。支出済み額は、3億9,590万円となっております。

なお、不用額の1,066万円余は、管理運営費に係る執行残になってございます。

下段の保健所費の支出済み額は、16億1,474万円余となっております。

主な事業は、県下10保健所の運営に係る経費でございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、平成30年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料11ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、11ページから12ページにかけまして使用料、手数料、12ページの下段から記載しております国庫支出金、それから14ページの財産収入、繰越金、15ページの諸収入とございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、3段目の公衆衛生総務費でございますけれども、支出済み額が3億3,053万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、1億634万円余の不用額が生じておりますが、これは、主に、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったものでございます。

4段目の結核対策費でございますが、支出済み額が3,175万円余となっております。不用額につきましては1,796万円余が生じておりますが、これは、主に結核患者医療費助成の申請が見込みを下回ったものによるものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

上段の予防費でございますが、支出済み額が8,780万円余となっております。不用額につきましては1,390万円余が生じておりますが、これは、主に風疹抗体検査費助成の申請が見込みを下回ったものによるものでございます。

3段目の食品衛生指導費でございますが、支出済み額が4億5,643万円余となっております。不用額につきましては2,076万円余が生じておりますけれども、これは、主に食肉衛生検査所建てかえに係る執行残によるものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

上段の環境整備費でございますが、支出済み額として1億7,196万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明させていただきます。

管理・運営費でございますが、これは、食肉衛生検査所改修工事に係る建物の設計等の変更に伴いまして、工期を変更したため、繰

り越したものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○唐戸高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

平成30年度決算について御説明させていただきます。

まず、歳入でございますけれども、本体説明資料の19ページをお願いいたします。

19ページの使用料及び手数料、そして、続きまして、20ページの国庫支出金、21ページから22ページの繰越金、諸収入までの全ての歳入におきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、20ページの民生費国庫補助金につきましては、繰り越し手続等に伴いまして差額が生じております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費のうち、社会福祉総務費でございますけれども、支出済み額は、7,087万円余となっております。

事業の概要につきましては、右側の資料記載のとおりでございます。

711万円余の不用額につきましては、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助における執行額が当初の見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

老人福祉費でございますが、支出済み額は、10億1,703万円余となっております。事業の概要につきましては、右側記載のとおりでございます。

こちらのほうは、翌年度繰越額が8,800万円ございますが、こちらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明申し上げます。

5,502万円余の不用額につきましては、施設開設準備経費助成特別対策事業における補

助対象施設の取り下げが生じたことや執行額が当初の見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

続きまして、25ページの老人福祉施設費でございます。

支出済み額は、7億6,136万円となっております。

事業の概要につきましては、右側記載のとおりでございます。

こちらの事業につきましては、翌年度繰越額が8,203万円余でございますが、こちら後ほど別冊の附属資料で御説明申し上げます。

不用額の7,371万円余につきましては、介護基盤緊急整備等事業における補助対象施設の取り下げが生じたことや執行額が当初の見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

災害復旧費、民生災害復旧費の民生施設補助災害復旧費でございますけれども、支出済み額は、5億5,244万円となっております。

事業の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

明許繰越事業の御説明を申し上げます。

2ページ目の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、合計で5件、8,800万円の繰り越しを行っております。これは、資材の納入がおくれたことや作業員の確保等に不測の日数を要したことに伴い、繰り越したものでございます。

なお、この事業につきましては、2カ所につきましては、既に工事が完了しております。また、2段目に記載の事業につきましては、右側の進捗率80%と記載してございますが、こちらの施設につきましては、9月に工事を完了いたしまして、今月の15日に開設予定という状況になってございま

す。残りの2カ所につきましても、本年の11月と、そして来年3月に開設予定となっております。

続きまして、3ページの老人福祉施設等整備事業でございます。

こちらにつきましては、1,015万円の繰り越しを行っておるところでございます。こちらは、耐震診断調査の実施及び耐震改修計画の策定に不測の日数を要したことから、繰り越したものでございます。

なお、本事業につきましては、既に工事は完了しておるところでございます。

その下でございます。介護基盤緊急整備等事業でございますが、合計で3件、7,150万円の繰り越しを行っております。これは、資材の納入がおくれたことや実施設計等に不測の日数を要したことから、繰り越したものでございます。これらにつきましては、いずれの事業も工事完了しておるところでございます。

その下でございます。老人福祉施設整備等事業、平成30年の国補正分でございますが、こちらにつきましては、38万円余の繰り越しを行っておるところでございます。こちらも実施設計等に不測の日数を要したことから、繰り越したものでございます。こちらの事業につきましても、既に工事は完了しておるところでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

御審議のほどどうぞよろしく願いたします。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

平成30年度決算について説明させていただきます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、26ページ、使用料及び手数料、国庫支出金、27ページになりますが、財産収入、諸収入でございます

が、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

説明資料の29ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、支出済み額として256億7,728万円余となっております。

事業の概要につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

1億3,931万円余の不用額が生じておりますが、介護給付費県負担金交付事業及び地域支援事業交付金交付事業における市町村の実績額が見込み額を下回ったこと等による執行残でございます。

30ページをお願いいたします。

衛生費、公衆衛生費の公衆衛生総務費でございますが、支出済み額として189万円余となっております。

事業の概要につきましては、資料備考欄に記載のとおりでございます。

207万円余の不用額が生じておりますが、在宅医療連携推進事業における協議会開催事務費の執行残でございます。

医薬費の医務費でございますけれども、支出済み額として609万円余となっております。

事業の概要につきましては、資料備考欄のとおりでございます。

110万円余の不用額が生じておりますけれども、在宅歯科診療器材整備事業において、補助金の申請取り下げがあったことによる執行残でございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いたします。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

平成30年度の決算について御説明いたします。

説明資料の31ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、31ページの使用料及び手数料から、少し飛びますが、33ページの財産収入までにつきましては、不納欠損、収入未済ともございません。

次に、34ページ、35ページの諸収入につきましては、119万円余の不納欠損額、7,085万円余の収入未済額がございますが、これらにつきましては、後ほど別冊の附属資料にて御説明させていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

民生費、社会福祉費のうち、社会福祉総務費でございますが、支出済み額は、2億8,445万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、遺家族等援護費でございますが、支出済み額は、5,979万円余で、不用額の655万円余は、永住帰国された中国残留邦人の方への扶助費などにおいて、所要額が見込み額を下回ったものによるものでございます。

37ページをお願いいたします。

生活保護費のうち、生活保護総務費でございますが、支出済み額は、11億668万円余で、不用額の2,425万円余につきましては、生活困窮者自立支援プラン推進事業などの執行残でございます。

37ページの下段の扶助費でございますが、支出済み額は、36億7,170万円余で、不用額の2億9,068万円余は、生活保護費の所要額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、別添の附属資料12ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

平成30年度歳入決算の状況でございますが、上段の生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金におきましては、435万円余の収入未済額となっております。これは、退学し、ア

ルバイト中や失業中であつたり、精神疾患等の疾病の影響などにより、生活困窮のため、償還が滞っているものでございます。

次に、2段目の生活保護費返還徴収金におきましては、6,616万円余の収入未済額となっております。これは、債務者が生活保護を受給中または生活困窮の状態にあることから、収入未済となっているものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

上の表の収入未済額の推移でございますが、一番下の合計欄をごらんください。

未収金対策の取り組みにより、現年度分の未済額は毎年減少しており、平成28年度と比較しますと、全体合計で約200万円少なくなっております。

次に、下の表の収入未済額の状況でございますが、合計欄のほうをごらんください。

債務件数208件のうち、75%に当たる155件で定期的な分割納付が行われており、生活困窮による償還が滞っているものも、前年より5件少ない17件となっております。

次、14ページをお願いいたします。

未収金対策でございます。

まず、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金でございますが、発生前の防止策としまして、貸付申請時に借り受け人や連帯借り受け人に対して個別面接を実施し、償還に対する十分な意識づけを行うとともに、償還活動に際しましては、個別に電話、訪問等の督促計画を作成し、生活保護の滞納整理員とも連携しながら、督促、償還に努めております。

また、昨年12月には、支払い猶予の規定を改正し、精神疾患等で生活保護受給者の方など3名について、償還猶予を行っております。

次に、生活保護費返還徴収金でございますが、発生防止策としまして、収入申告義務の確認書を、保護の開始時だけでなく、毎年1

回収するようにするなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、福祉事務所における資産調査を年1回から年2回以上に拡充しております。

また、未収金削減に向けた取り組みとしましては、平成28年度から滞納整理員を配置し、回収に取り組むとともに、昨年の法改正を受け、生活保護費との相殺を強化しています。

今後も、収入申告義務の徹底、債権発生の早期発見、早期対応により、収入未済額の縮減に努めてまいります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

不納欠損についてですが、生活保護費返還徴収金につきまして、生活が困窮する中、精神疾患等の影響や仮設住宅での病状悪化などもあり、再三の訪問にもかかわらず、時効が成立し、債権が消滅したため、119万円余を不納欠損処分としております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

平成30年度決算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

分担金及び負担金の上から3段目の未熟児養育費負担金につきまして、不納欠損、収入未済がございます。後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料及び次ページから42ページにかけての国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2段目の児童福祉総務費でございます。

これにつきましては、1億9,485万円余の不用額が生じております。これは、放課後児童クラブ等の経費等であります児童健全育成事業等における市町村実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額1,770万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次の児童措置費につきましては、6億5,577万円余の不用額が生じております。これは、保育所等の運営費であります子供のための教育・保育給付費の負担金の実績額の減によるものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

中段にあります公衆衛生総務費につきましては、1億6,372万円余の不用額が生じております。これは、小児慢性特定疾病対策事業等における実績額の減などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

上段の私学振興費でございます。

翌年度繰越額464万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

中段の教育施設災害復旧費につきましては、2億5,462万円余の不用額が生じております。これは、私立学校施設の災害復旧費で、補助対象経費の減によるものでございます。翌年度繰越額の2億8,617万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

それでは、別冊の附属資料をお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

明許繰越事業について御説明いたします。

いずれも放課後児童クラブ施設整備事業です。都市計画法の申請に係る調査や構造変更の検討などに不測の日数を要したことにより年度内の竣工が困難となり、繰り越したもの

でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

1段目及び2段目の認定こども園施設整備事業につきましては、設計見直しによる実施設計のおくれや入札不調等により年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

3段目の私立学校施設災害復旧事業につきましては、御船町発注の隣接する河川のり面の耐震工事がふくそうしまして、外構工事の一部を中断せざるを得なくなったことにより年度内の竣工が困難となり、繰り越したものでございます。

6ページをお願いいたします。

事故繰越事業について御説明いたします。

2件とも私立学校施設災害復旧事業ですが、1段目の開新高校につきましては、施工業者における資材の調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことにより繰り越したものでございます。

2段目の滝尾幼稚園につきましては、先ほど御説明しました5ページの3段目と同一箇所であります。この事故繰越分につきましては、通常の災害復旧費の補助金でありまして、29年度から取りかかっているものです。

5ページの明許繰越分は、激甚指定に伴うかさ上げ補助の分が平成30年度の予算措置となったために、明許繰り越しということになっております。

次に、15ページをお願いいたします。

収入未済でございます。

未熟児養育医療費に伴う保護者負担金に係る収入未済でございます。

まず、1の平成30年度歳入決算の状況につきましては、不納欠損額が2万9,000円、収入未済額が13万3,000円となっております。

2の収入未済額の推移につきましては、平成28年度から30年度にかけて7万8,000円の減額となっております。

3の収入未済額の状況につきましては、債

務者数は5名で、内訳としては、分割納付中が2名、生活保護等の生活困窮が1名、電話や文書への応答がない非協力的なものが2名となっております。

4の未収金対策ですが、全債務者について毎年度資産調査を行い、催告を行っております。1名から昨年度は納付がありました。今年度も粘り強く未収金解消に努めてまいります。

最後に、28ページをお願いいたします。

不納欠損処分について御説明いたします。

未熟児養育費負担金については、再三の訪問による返還請求に応じることなく時効が成立した2名分の5件、3万円を不納欠損処分としております。

子ども未来課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

30年度決算について御説明いたします。

説明資料47ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

最上段の分担金及び負担金の児童保護費負担金につきましては、不納欠損と収入未済がございますので、後ほど別冊附属資料で御説明をいたします。

49ページをお願いいたします。

下から2段目の貸付金元利収入の要保護児童進学応援資金貸付金回収金につきましては、収入未済がございますので、後ほど別冊附属資料で御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

最下段の年度後返納は、児童扶養手当の過年度分の返納金でございます。不納欠損と収入未済がございますので、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

次に、一般会計の歳出の主なものについて御説明をいたします。

52ページをお願いいたします。

上段の児童措置費でございますが、2億756万円余の不用額が生じています。これは、主に児童養護施設及び里親委託に係る措置費等の実績額が見込み額を下回ったことによるものです。

下段の母子福祉費について、8,744万円余の不用額が生じています。これは、児童扶養手当支給事業費等の実績額が見込み額を下回ったことによるものです。翌年度繰越額1,924万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明をいたします。

53ページをお願いいたします。

児童福祉施設費について、2,010万円余の不用額が生じています。これは、中央児童相談所、一時保護所管理運営費の実績額が見込み額を下回ったことによるものです。翌年度繰越額5,961万円余につきましては、後ほど別冊附属資料で御説明をいたします。

54ページをお願いいたします。

当課で所管をいたしております母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入について御説明をいたします。

最上段の繰越金につきましては、前年度からの繰越金が増額したものです。

上から3段目、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金と最下段の年度後返納につきましては、収入未済がありますので、後ほど別冊附属資料で御説明をいたします。

55ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

最上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、1,225万円余の不用額が生じています。これは、貸付実績が見込みよりも少なかったことによるものです。

それでは、別冊附属資料の説明に移らせていただきます。

附属資料7ページをお願いいたします。

まず、明許繰越事業について御説明をいた

します。

上段のひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業(H30国補正分)及び下段の児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業(H30国補正分)につきましては、国の経済対策に伴い、本年2月に予算化したもので、事業実施期間が不足したため、全額繰り越したものでございます。

16ページをお願いいたします。

収入未済について御説明をいたします。

一般会計、児童保護費負担金の収入未済の状況です。

この負担金は、児童養護施設等への児童の入所措置に伴い、その保護者から負担をいただくものです。

まず、1、平成30年度歳入決算の状況につきましては、不納欠損額が160万円余、収入未済額が3,471万円余となっております。

児童保護費負担金につきましては、保護者の所得に応じて負担をいただく仕組みとなっておりますが、全体的に所得が低い世帯が多いこと、また、虐待やネグレクトなどを認めない親からの徴収は困難なことなどにより収入未済となっております。

次に、2、収入未済額の過去3年の推移でございます。

30年度は、前年度から額にして314万円余の増となっております。

次に、3、平成30年度収入未済額の状況ですが、債務者数は175名となっております。そのうち、分割納付中が54名で全体の約3割、生活困窮により納付していない者が33名で全体の約2割となっております。また、虐待を認めないことなどにより債務を否認している者が25名、納付に非協力的な者が62名となっており、この2つを合わせると、納付意識が非常に低いケースが全体の約5割となっております。

次に、4、平成30年度の未収金対策についてですが、まず、債務管理につきましては、

債務者に対して預金調査を実施しましたが、預金等がなかったため、文書等による催告を継続的に実施をしているところです。

未然防止対策ですが、新規納入義務者への意識づけといたしまして、施設等への入所時に、この負担金の制度の仕組みや滞納処分の対象となることを十分説明をし、理解を得るとともに、口座振替手続を積極的に推奨するなどの取り組みを行っております。

なお、今年度も引き続き、未納発生の初期段階の対策をとり、滞納の慢性化を防止する取り組みを行うなど、未収金対策に取り組んでいくことといたしております。

17ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計、要保護児童進学応援資金貸付金回収金及び児童扶養手当等に関する返納金の収入未済の状況です。

まず、1、平成30年度歳入決算の状況について御説明をいたします。

1段目の要保護児童進学応援資金貸付金回収金につきましては、児童養護施設等を退所した児童について、大学等に進学する者に対して生活費を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施していた貸付事業で、収入未済額が22万円余となっております。児童養護施設等を退所した児童につきましては、家庭等からの支援が難しく、今回のケースは、経済的な理由で収入未済となっております。

2段目の年度後返納につきましては、児童扶養手当を受ける資格を失った後にも、引き続き手当を受給していたため返納が生じたもので、不納欠損額12万円余、収入未済額は1,629万円余となっております。児童扶養手当返納対象者は、低所得のひとり親家庭が多いため、経済的理由により収入未済となっております。

次に、2、収入未済額の過去3年の推移でございますが、29年度、30年度と減少しており、30年度は、前年度から、額にして57万円余の減となっております。

18ページをお願いいたします。

3、平成30年度収入未済額の状況ですが、債務者は、合計で49名となっております。その内訳ですが、最も多いのが、分割納付中の44名で債務者の約9割、そのほか、債務を否認している者、所在不明が合わせて5名となっております。

4、30年度の未収金の対策ですが、まず、要保護児童進学応援資金貸付金回収金につきましては、分納誓約書を徴取し、現在分納中であるため、引き続き履行確認を行うこととしております。

児童扶養手当につきましては、前年度より未収金を減らすことを目標に、本庁、出先一体となった取り組みを推進しています。

まず、訪問や電話及び文書催告回数をふやすなど取り組み強化を図るとともに、県外債務者への債権回収を実施しているところです。

また、各福祉事務所におきましては、電話による昼夜の催告に加え、家庭訪問を実施し、生活状況の確認、分納計画の見直し等を行い、計画的な納付を促すとともに、本庁から一部の福祉事務所への滞納者ヒアリングを行い、個別ケースについて、必要な助言、指導を行っているところです。

その他、新規認定請求時及び毎年の現況届け出提出時に、本人署名による確認書を受給者全員から徴取をいたしまして、届け出義務の周知徹底や年金事務所への一斉照会を行うことで、高額返納債権の未然防止等に努めているところです。

今年度も引き続き、未収金の削減に向け、定着と徹底に取り組んでいきたいと考えております。

19ページをお願いいたします。

こちらは、熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の償還金の収入未済の状況です。

1、平成30年度歳入決算の状況についてで

すが、上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金は、母子家庭等に対して、学校の入学金や授業料、生活資金などを貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金に関するもので、収入未済額は4,164万円余となっています。当該貸付金の借り受け人は、もともと低所得のひとり親家庭が多いため、経済的理由により収入未済となっています。

下段の年度後返納は、学校を中退した場合など、借り主の都合により貸付期間中に貸し付けをやめる場合に発生するもので、収入未済額は71万円余となっております。

次に、2、収入未済額の過去3年の推移でございますが、平成29年度は減少していましたが、平成30年度は、前年度から額にして25万円余の増となっています。

20ページをお願いいたします。

3、平成30年度収入未済額の状況ですが、債務者は270名となっております。約8割の214名が分割納付中、所在不明が4名、債務否認が5名、その他が47名となっております。

次に、4、平成30年度未収金対策についてですが、未然防止対策として、貸付相談時の借り入れ額の精査、償還意思、能力確認の徹底、償還開始予定者への償還指導の徹底を図っております。

債権管理、徴収活動対策といたしましては、本庁、各地域振興局一体となって、前年度の未収金額よりも減少させるという目標を徹底し、債務者を徴収困難性により4つに分類をいたしまして、効率的な管理、徴収活動の実施に努めるとともに、地域振興局へのサポートとして、子ども家庭福祉課に配置をいたしております債権管理回収員を積極的に活用し、回収強化を図ったところです。

引き続き、未収金削減に向け、本庁、出先一体となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、不納欠損について御説明いたしま

す。

29ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金についてですが、備考欄に記載のとおり、債務者の生活困窮等により納付ができず、債権が消滅した318件、160万円余を不納欠損処分といたしております。

30ページをお願いいたします。

児童扶養手当の返納金については、備考欄に記載のとおり、債務者が死亡し、相続人全員が相続放棄をしたことにより時効が完成し、債権が消滅したため、2件、12万円余を不納欠損処分といたしております。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○永友障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

委員会説明資料にお戻りいただいて、56ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、分担金及び負担金、それから、使用料及び手数料、諸収入につきまして、不納欠損額及び収入未済額がございますので、詳細は、後ほど附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。

国庫支出金でございます。

1段目の障害者福祉施設整備費補助につきましては、事業を翌年度に繰り越したことから、予算現額と収入済み額に4億3,100万円余の差が生じております。

繰り越し事業につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

次に、61ページの財産収入、そして、お聞きいただいて、62ページの繰越金につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明さ

せていただきます。

64ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費におきまして、2億600万円余の不用額を生じております。これは、主に精神通院医療費の実績が見込み額を下回ったこと及び市町村地域生活支援事業の国庫内示減によるものでございます。

次に、65ページをごらんください。

最下段の児童措置費は、障害児施設に入所、通所する児童に係る費用でございますが、1,500万円余の不用額が生じております。これは、主に対象児童数などが見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

上段の児童福祉施設費におきまして1,600万円余の不用額が生じております。これは、主にこども総合療育センターの措置入園児数が見込みを下回ったこと及び同センターの管理運営費の入札等による執行残でございます。

また、最下段の精神保健費におきまして、2,700万円余の不用額が生じております。これは、主に精神保健医療費の実績が見込みを下回ったこと及び熊本地震を踏まえた自殺予防等対策推進事業の市町村補助減等による執行残でございます。

次に、67ページをごらんください。

最下段の民生施設補助災害復旧費におきまして、2,800万円余の不用額が生じております。これは、障害者福祉施設の災害復旧費の入札等による執行残でございます。

続きまして、別冊附属資料の8ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

障害者福祉施設の整備費につきまして、8ページから9ページにかけては、平成30年度事業の明許繰り越し、そして、10ページの平成29年度事業の事故繰越を合わせまして10施設、6億3,500万円余を繰り越しております。

す。これらは、国の補正による事業の実施のため、事業実施期間が不足したこと及び熊本地震の影響により人員確保や資材等の調達に困難であったことにより繰り越したものでございます。

なお、事業が完了していない8施設につきましては、年度内に完了予定であり、引き続き進捗状況の確認を行ってまいります。

次に、収入未済について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

まず、児童保護費負担金につきまして、604万7,000円の収入未済額が生じております。これは、児童養護施設等への入所措置に伴う扶養義務者負担金でございます。

3の平成30年度収入未済額の状況のとおり、債務者は52人で、生活困窮や納入に協力が得られないなどの理由により納入がなされていないものでございます。

次に、22ページをごらんください。

こども総合療育センター負担金につきまして、17万8,000円の収入未済額が生じております。これは、同センターへの入所措置に伴う扶養義務者負担金でございます。

3の平成30年度収入未済額の状況のとおり、債務者が2人おり、1人は生活困窮で、1人は納入に協力が得られないために、納入がなされていないものでございます。

児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金対策につきましては、いずれも電話や文書による催告及び預金調査等を実施し、徴収促進に努めているところでございます。

また、新規債務者に対しては、負担金の制度の仕組み等について十分説明を行うほか、口座振替を推奨しているところでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

こども総合療育センター使用料につきまして、6万7,000円の収入未済額が生じており

ます。このうち、5万3,000円につきましては、同センターへの入所及び通所費の本人負担分で、生活困窮により納入がなされなかったものですが、現在、分割納付中でございます。また、残りの1万4,000円につきましては、医療費の個人負担分で過誤納が生じ、返還を行いましたが、減額調定を行わなかったために、収入未済額として計上されたものであり、今年度は、減額調定を行っております。

次に、24ページをごらんください。

こども総合療育センター手数料につきまして、5,000円の収入未済額が生じております。これにつきましても、先ほどの説明と同様、診断書の交付手数料で過誤納が生じ、返還を行ったところですが、減額調定を行わなかったために、収入未済額として計上されたものであり、今年度、減額調定を行っております。

次に、25ページをお願いいたします。

雑入につきまして、8,000円の収入未済額が生じております。これは、こども総合療育センター入所、通所児童に係る食費等の本人負担分が生活困窮により納入がなされなかったもので、今年度は、普通に全額納付されております。

最後に、不納欠損について御説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計で70件、24万7,000円生じております。これは、債務者の生活困窮等により納付ができず、債権が消滅したものについて、不納欠損処理を行ったものでございます。

障がい者支援課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の69ページをお願いいたします。歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料、70ページの国庫支出金、72ページの財産収入、73ページの繰入金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

74ページをお願いいたします。

2段目の諸収入については、241万円余の収入未済額があります。これは、75ページ中段の看護師等修学資金貸付金償還金ですが、詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、歳出について説明いたします。

76ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、不用額が9,944万円余でございますが、医師確保総合対策事業などの所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

繰越額4億513万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

下の段の医務費について、不用額が615万円余でございますが、医事関係業務管理指導などの経費節減によるものでございます。

78ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費について、不用額が3,676万円余でございますが、看護職員確保総合推進事業などの所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、資料かわりまして、附属資料の11ページをお願いいたします。

繰り越し事業について御説明いたします。

1段目から3段目までの病床機能転換・強化事業は、業者の選定等に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難となり、繰り越したものでございます。

一番下の医療施設等施設・設備整備費は、国2次補正予算分でございますが、年度内に補助事業を実施できず、繰り越したものでござ

ざいます。

次に、収入未済について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金につきまして、241万円余の収入未済額がございます。この修学資金は、卒業後、県内の病院や診療所において、僻地の場合は3年、その他は5年継続して看護業務に従事した場合、返還が免除されますが、免許が取得できない、または県外の病院に勤務された場合等には、返還義務が生じるものでございます。

3の収入未済額の状況の表ですが、9名の債務者がおりまして、126件分の滞納となっております。いずれの債務者も、経済状況によって返還が滞った方です。回収に当たりましては、4の未収金対策、①に記載しておりますが、1カ月以上滞納があり、本人が電話督促にも応じない場合は、連帯保証人に対して請求及び督促を行っております。

引き続き、滞納者に対して、本人や連帯保証人の生活状況を確認した上で、分納などの確約をとって、滞納の累積防止に取り組むこととしております。

なお、②として、全ての新規貸付者に対しては、個人面談を行いまして、修学資金の趣旨や制度に対する説明を十分行うなど、新たな未収金の発生防止にも取り組んでおります。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、79ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてですが、財産収入、諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、80ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましても、不用額2億8,141万円余が生じております。これは、高額医療費の実績額が見込みを下回ったためでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものを御説明いたします。

中段の国庫支出金の療養給付費等負担金につきましても、予算現額と収入未済額との差が20億9,970万円余の増となっておりますが、これは、国の概算交付額の増額によるものでございます。

82ページをお願いいたします。

上段の調整交付金につきましても、予算現額と収入済み額との差が12億7,321万円余の増となっておりますが、これは、国の特別調整交付金の配分増によるものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

上段の財政安定化基金繰入金につきましても、予算現額と収入済み額との差が19億7,278万円余の減となっておりますが、これは、先ほど申し上げました療養給付費等負担金の概算交付額が多かったため、基金取り崩しによる決算補填額の減によるものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費について、不用額21億8,093万円余が生じております。これは、県内市町村の保険給付費等の実績額が見込みを下回ったためでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○新谷健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

平成30年度の決算について御説明します。

説明資料の85ページをお願いします。

一般会計の歳入について御説明します。

使用料及び手数料、国庫支出金、そして、87ページの諸収入がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

88ページをお願いします。

次に、一般会計の歳出でございます。

衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業の概要は、備考欄に記載しているとおりでございます。

不用額の6,437万円のうち、主なものは、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支給額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

89ページをお願いします。

予防費でございます。これは、ハンセン病に関する事業費で、不用額の111万円余は、扶助費等の執行残でございます。

その下の段の国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは、特定健康診査等に関する事業で、不用額の120万円余は、報償費や旅費等の執行残でございます。

次に、90ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計について御説明します。

収入については、国庫支出金、繰入金がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、91ページをお願いします。

歳出でございます。

公衆衛生総務費です。これは、国保ヘルスアップ支援事業に係るもので、不用額の353万円余は、諸事業の報償費や旅費等の執行残でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

歳入について御説明させていただきます。

説明資料の92ページの使用料及び手数料、93ページの国庫支出金、繰越金及び諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、それぞれの収入において、予算現額と収入済み額に差が生じておりますが、その主な理由は、備考欄記載のとおりでございます。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

歳出は、94ページからになりますが、95ページをお願いいたします。

下段の薬務費につきましては、524万円余の不用額が生じております。これは、特殊疾病の緊急治療に用いるワクチン等の需要がなかったため、国有ワクチンの払い下げの経費が不要であったこと等による執行残でございます。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○増永慎一郎委員 全体的に、何か不用額の部分に見込みを下回ったからというのがかなり出てきていると思います。今ちょっと計算してみたんですけども、予算現額の中の不用額というのが大体2.6%、3%弱ぐらいで、全体的に見れば、あんまり大したことないような感じなんですけれども、その見込みを立てるときに、いろんな事業、支給事業等、どういう基準でというか、例えば、何年か前からさかのぼって、大体これぐらいだろうということで立てられるんだろうと思いま

すけれども、そういった、何かちょっとわからないので、余裕の持ち方とか、どういう形で、例えば、ある程度のパーセンテージの部分とかを考えて、不用額を計算しながら見込みを立てていらっしゃるのかなといったもの、どこでも——政策課かな。

○早田政策審議監 政策審議監の早田でございます。

今御質問ございましたとおりに、不用額というのが結構出ているという御指摘でしたけれども、事業の種類がいろいろございますので、一律というわけではありませんけれども、例えば、市町村に補助するといった場合には、見込みを市町村のほうに事前にお尋ねをして、何件ぐらい手が挙がるとか、そういったことで計算する場合もございまして、医療費等につきましては、先ほどお話もございましたとおり、過去何年間かの実績をもとに、伸び等を計算して実施する場合もございまして、そのときそのときの状況によりまして、あくまでも見込みでございまして、どうしてもちょっと違ってしまうというようなことございますけれども、逆に、足りないような場合とかには補正を行うことにしておりますので、結果的には、足りないというわけではなく、余ってしまって不用額という形になってしまうのかというふうに考えております。

できる限りそういう執行残が出ないように、不用額が出ないように見込み等については精査して上げているところでございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 パーセンテージから言えば、そんな感じではないんですけれども、でも、もともと健福の予算というのも非常に大きな予算なので、もしきちんとしたある程度精査したお金、予算繰りができれば、例えば、ほかの部課署に回して、そっちに余裕を

持たせるというのもできるのではないかなと思ったから、ひとつ聞いたわけでございます、そういう中で——もう1ついいですか。

社会福祉課、生活保護、これも見込みを下回ったということなんですけれども、これは、何か社会的な要因とかはあるんですか。例えば、景気がよくなって生活保護を受けなくてよくなったとか。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護費自体は、まず、見込みの仕方ですけれども、これは、もう足りなくて、すぐ出せないというわけにはいきませんので、多目に余裕を持って見込んであります、1つは。あと、もう一つは、生活保護の状況ですけれども、全国的にですけれども、平成27年度がピークで、それから減少してきております。そういうのも影響して、少し見込みが余っているということです。

○増永慎一郎委員 全国的に少なくなったということなんですけれども、熊本においては、他県に比べると、状況はどうでしょうか。

○下村社会福祉課長 熊本の状況なんですけど、まず、県全体ですけれども、世帯数としては、30年度は、29年度に比べて98.8%、1.2%、県全体では減っております。

全国は、ちょっと30年度がないんですが、28年度から29年度にすると、若干なので、そこまでは変わってないかと思えます。実際に保護率というのがありまして、要は、全世界帯に占める生活保護の世帯の割合なんですけれども、これが、熊本県では1.4%ということになっていますが、国では1.68という状況です、全国平均ですね。

○増永慎一郎委員 わかりました。

こういった部分、熊本は、ある程度、震災後に、景気がいい、景気がいいというような形で、何か結構雇用もあるという話なので、その裏づけになるのかなと思ってちょっとお聞きをしました。ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 関連で。生活保護の基準が、全国的にいろいろ批判があって、厳しくなったとか厳しくなかったとか、そういうのは何も変わらない、基準は何も変わらないんですか。

○下村社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護の基準自体は、5年に1度見直しをされております。直近では30年度に見直しをされておまして、それは、全国の消費者実態調査に合わせて、低所得者との均衡を図る観点から、見直しが行われている状況です。

○城下広作委員 金額とか、そういう意味ではなくて、生活保護を対象とするその基準がどうかということで、5年ごとの見直しで金額のどうこうはわかるので、そうではなくて、生活保護対象を決めるときの基準が、ずっと変わってきたとか、変わっているとか、そういうことはないんですかということです。

○下村社会福祉課長 その基準は変わっていないと思いますけれども。

○城下広作委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 ページの76ページ、病床機能転換・強化事業についてちょっとお尋ねします。

繰越明許費の内容でもわかるように、3施設の整備が行われて、転換等が行われたということでありましてけれども、ここで示された数字というのは、転換された病床というのは、熊本県の地域医療構想の転換が必要だと定められた計画の何%ぐらいに当たるんですか。

○三牧医療政策課長 申しわけございません。手元にちょっと具体的な数値は持ってませんが、この病床機能転換・強化事業というのは、地域医療構想の、確かに、各病床別の転換を推進するためのものでございます。県全体でいくと、回復期のところがちょっと不足しているものですから、大体そちらのほうに集中するような形になります。

具体的な数値は、ちょっと後で確認して、先生のほうに御説明させていただければと思います。

○山口裕委員 ページの53ページ、子ども家庭福祉課にかかわることですが、児童虐待についてちょっとお尋ねします。

昨今の厳しい——殺人までつながった報道を見ていくと、マスコミも丁寧に後追いをし、いろんな経過を伝えてくれるわけですが、その経過とかを見るにつけて、今の制度の課題というのを考える機会があります。確かに、人力的な不足、そういったことも現場としてはあるかもしれませんが、私は、児童虐待を防ぐための協議会、要保護児童対策協議会、要対協と略して言うんですけれども、ここの協議会の意思決定が曖昧にされている。例えば、階層ごとに、それぞれ担当者ごと、そして部門や課ごと、そしてまた、首長もまじった要保護児童対策協議会を開くことになっていますが、ここの強化をすること

が、まさに現場の対応力を上げますし、そういったことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○木山子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ただいま御指摘がございました児童虐待につきましては、昨年来、重篤なケースが新聞等で多数報道されてございます。今の先生のほうがおっしゃいました要対協についてでございますが、現在、本県の場合、県の要対協という代表者会議が1点ございますが、今先生がおっしゃったのは、恐らく市町村ごとに設置をしてある要対協のことだと思いますが、この市町村の要対協につきましても、実は、昨年来、国のほうから強化をするようにということでお話がございまして、現在、県のほうでは、市町村の要対協の調整担当者を育成するために、平成29年度から、児童相談所を中心に研修会を実施いたしております。

本県の場合は、熊本市を除きまして、44市町村中30市町村で、現在、調整担当者という専門職の方を育成いたしております、この方を中心に、今後、要対協をしっかりとグリップをして、その中で、いろんなリスク管理、そういったところを情報共有していこうという流れになってございます。

本県といたしましても、市町村の体制強化に向けて、その要対協の推進とあわせまして、今回国のほうから出されました強化プランの中では、市町村ごとに児童虐待の支援拠点、子供の支援拠点を設置しなさいというのが、2022年度までに設置をしなさいというのが出てきております。こういったものを市町村に設置をしていただく中で、県の児童相談所とどのような役割分担をして、子供さんの安全、安心を確保していくかということについては、しっかりと今後も議論しながらレベルアップにつながるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山口裕委員 その強化の動きに期待をしたいと思いますが、事象を見ると、例えば、教育委員会がはじめのアンケートを、児童に行ったアンケート内容を保護者に手渡してしまったなんていうのは、現場において、なかなか徹底することができず、その対応をしっかりとやっぱり整理して、事細かにやっぱり整理するべきだと思うんですね。その上で決断が必要だということ、誰かが決断をすべきだということが私は必要だと思っておりますので、今後、強化の一策として、そのあたりも意識して取り組んでいただければと思います。

もう1点、お願いします。

ページの44ページ、くまもと結婚応援市町村連携推進事業、新たに取り組んだことなんですけれども、どういった感じでしょうか。

○溝口幸治委員長 子ども未来課、久原課長、詳しく説明してください。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

くまもと結婚応援市町村連携推進事業でございますが、実は、繰り越しが若干出ておまして、昨年度ですけれども、市町村のほうから実施をしたいと言って、かなりの手が挙がってきております。ここ3年ぐらいで、ほぼ何十市町村というのが取り組みを始められて、かなりの数には上っているんですけれども、なかなか実施をしていただく団体のほうの対応というのがうまくいかずに、昨年度は、3市町村、連合も含めてですけれども、ちょっと事業を縮小したいとか、ちょっと思っていましたけれども、できませんでしたということが実際はありました。

ただ、今年度から、実は、少子化対策の総合交付金を使いまして、かなり事業額も多くさせていただいております。結婚応援のほう

も、かなりの市町村に取り組みをいただいております。額は、額のほうもかなり上がっております。ことしは、各市町村のほうも、担当が回りまして、なるべくきめ細かに団体のほうもあつせんをしながら、少子化の——結婚応援のほうに取り組んでいただくような団体を募集させていただいております。今年度、33市町村が応援事業を活用することとしております。

半年ではございますが、この半年間、市町村のほうの後押しをする形で、いろんなノウハウとかの情報提供も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○山口裕委員 私は、若手の団体で結婚を促すのをやったことがあるんですけども、結果としては、なかなか出にくい。私たちが何回やっても、結婚できたのが、10回やって3組だったと思いますけれども——10回って、1回に10人ぐらいいますから。なかなか難しいんですが、地域で取り組む人たちもいらっしやる中で、うまく自治体と協力しながらやっていただければと思うところです。

あと、29ページの——もう1個お願いします。

29ページの認知症対策についてお尋ねします。

実は、両親も認知症に罹患しているようでございまして、日々さまざまなことを考えながら両親と向き合う生活を送っておるわけなんです。そういった中で、認知症の医療に携わる人たちには、本当にお世話になったなという思いで感謝しているところです。そういった中で、医療にかかわる人を育てる事業であるとか、そういうことがあるんですが、一家庭に戻って、皆さんからお示しいただいておる認知症サポーターの資料等を読んで、何とかちゃんと向き合おうということをやっているんですが、もうすごく、皆さんがお示

しされとる内容というのは、支える側からすると、ともすれば、支える側がもうしっかり我慢しなさいよみたいな雰囲気にも見えなくもない。そういう観点で見ると、ちょっとこのサポーターで示しておるこの言葉遣いは、そんなに実践はしたいんだけど、難しいよというのが現実だと思って、きょうの朝もこの資料を見てきました。

このあたりをもうちょっと実効性のあるとか、もうちょっと支える側の視点に立って何か資料づくりできないか、サポーター事業につなげられないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○柴田認知症対策・地域ケア推進課長 ありがとうございます。

認知症サポーター養成ということで、地域で支える仕組みづくりということで、本県で力を入れております。養成率も10年連続で日本一ということで、33万9,000人いると。6人に1人が認知症サポーターというふうな形になっております。

今委員御指摘のとおり、中身が実際の現場とやや乖離があると、非常に難しいという御意見でございますので、そういった意見、本県におきましても、専門職の団体等と研修をやったりとか、認知症の患者本人とその家族の会、そういった会とも連携しながら、いろんなコールセンター等の事業も行ってありますので、そういった現場の声をしっかり今後聞いて、そういった研修の内容等にも反映できるように取り組んでいきたいと思っております。

今サポーターの中身につきましては、国のほうでキャラバン・メイトという団体ございまして、そちらのほうで時間等を設定しておりますので、また、うちの中でも、アクティブサポーターというような仕組みもつくっておりますので、より現場できめ細やかな、負担のないサポートができるよう工夫してまい

りたいと思います。ありがとうございます。

○山口裕委員 相談事業とかにも電話をさせていただいて、すばらしく寄り添っていただいているありがたいなと思うんですけども、何か事の解決にはなかなかならないというのが私の実感です。もうちょっとみんなで知恵を出し合いながら、よりよいものをつくっていければなと思っておりますので、今後とも御尽力ください。

あと1点お願いします。

健康福祉政策課の小地域ネットワークの活動についてお尋ねしますが、この小地域ネットワークの活動は、すごく地域にとって大事な——ページの7ページになります。すごく地域のつながり等々を大事にする上でも必要だなと思いますけれども、この事業、もう長年やっておられますが、おおよそ県内をカバーする活動につながったのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○下山健康福祉政策課長 済みません、先生、7ページの小地域……。

○山口裕委員 済みません、小地域ネットワークの活動は、実は、7ページの社会福祉総務費にかかわることで、その上で、ちょっとこの主要な施策の成果の中にも言及はあるんですが、すごく地域にとっては重要な事業で、なかなか今の、以前つくったやつを更新できてないという課題等もあって、一度つくったからもうそのままおざなりになっているのではないかという懸念もあるんですけども、このあたりをどう自治体として進めていくのか、考え方等もお聞かせください。

○下山健康福祉政策課長 失礼いたしました。

主要な施策の成果のほうに、29ページのほうに記載がある、小地域ネットワーク活動支

援事業の——県社協のほうに委託している事業でございますけれども、こちらのほうにつきましても、現在、市町村社協にアドバイザーを派遣するなどして、4市町村で実施しているんですけども、被災地域も含まれておりますので、例えば、今後も被災地の復興支援というの大きなこれからの課題になってまいります。かねてからやってきたその小地域ネットワークの活動が、そういった新しく被災したというような状況にも鑑みまして、今後どのような展開ができるか、今年度、また考えてみたいと思っております。

○山口裕委員 最後です。被災地も必要ですけども、被災がそんなになかった地域でも、この活動は10年ぐらい前からやっているはずで。その上で、一度つくった情報が、例えば、亡くなられた情報とか消してないとかいうのも実はあったんですよ、地域で。そういったこともあるので、今の地域のつながりとかをしながらやっていく一つの材料になるので、名簿とかも作成しておりますので、そのあたり、もう一回ちゃんとこ入れして、県社協等々と一緒になってやっていただければなと思うところです。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○岩本浩治委員 どのページということではないんですが、子ども未来課、社会福祉課等見ますと、ほとんどが生活困難のために収入未済額になっているわけですね。それと同時に、時効で債権放棄というふうになっておるわけなんです、その中で、いろんな担当課御尽力をいただいて、それぞれのチームを組んで、電話したり、また、預金調べたりということですが、逆に言えば、これは、保証人というのは、その事業体によってとられているのかとられてないのか、もしくは最初か

らもう児童施設に親御さんが入所させる時点では、もう生活が困っているからなんです。その親御さんにどんどん説明をしても、それは、入れるために、はいはいと言うわけですよ。それで、また、生活困難だから未収納になっていますとか、そして、自分たちはこういう部分で取り立て徴収を行っていますとかいうのがあると、ますます今からそういう部分がふえてくるのではないかと。これはもう払わぬほうが得ということにもなってくるのではないかなと思うんですが、こういう見解、いかがでしょうか。どうしていった方がいいのかと思うので、お聞きしたいんですが。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課からお答えします。

現在、未収金として返還金とか貸付金とかたくさんございますけれども、連帯保証人の債務を見ますと、制度として設定をしているものとそうでないものと、もともとございます。今先生が言われました貸付金につきましては、保証人を立てる場合と立てない場合で設定が違うようなつくりもしております、ちょっとその辺の詳細については、子ども家庭福祉課のほうから回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○木山子ども家庭福祉課長 本課のほうで未収金に上がっておりますのが3つございます。児童保護費とそれと児童扶養手当、それから母子父子寡婦福祉資金貸付金でございますが、保証人につきましては、母子父子寡婦福祉資金貸付金について保証人を立てていただくということにいたしております。その前の2つの児童保護費ですとか児童扶養手当につきましては、貸付金ではなく、通常の保護費の回収でございますので、その親御さんに直接払っていただくという制度でございますので、保証人という形ではございません。

先ほど先生がおっしゃったように、生活困窮であれば、これからもどんどんどんどん未収金がふえていくのではないだろうかというふうにおっしゃっておりますのは、まさに私たちも、実はそれは懸念をいたしております。特に児童保護費につきましては、実は、生活困窮にあわせまして、現在、児童虐待された子供さんを一時保護して措置するんですが、その措置そのものに対して、自分は児童虐待ではない、しつけであるということですので、虐待そのものを認めず、その措置そのものに反対をされるという親御さんも半数ほどいらっしゃいますので、最近未納がふえていっておりますのは、どちらかという、そういう生活困窮というよりも、むしろ虐待そのものを認めない。要は、そういうことの原因として未収が上がってきておりますので、そのあたりについては、しっかりと制度を説明して理解をいただくように、粘り強く今取り組みを進めていっているといった状況でございます。

○岩本浩治委員 実は、私、母子寡婦貸付金の保証人になったんです。なって、ちゃんとした収入がなくなりまして、もう、あと、子供も学校に行かぬごつなってしまう。で、私は、親も母親1人でしたから、親も払い切らぬということで、保証人なもんで、ずっと払いましたけれども、やはりそういう部分が必要ではないかな、そうしなければ格差が出てくるんですよ。払わぬ人が得をしてくるというのを非常に実感で思うんですよ。

この母子寡婦だけではなくて、生活資金貸し付けも保証人となりますね。そういう何か考えなければいけないのではないかなと。児童虐待、児童施設に措置するということは、これは、何らかの親の要因、原因があるから措置をとという言葉を使って入れるわけですから、それはやっぱりちゃんと、親ですから、ちゃんと取るべきものは取らないかぬと。そ

して、もう時効、期限が来たから債権放棄というふうなのは、僕は本来の道から外れてしまうのではないかな、福祉の道からね。そういう感じがしてなりません。それは、皆さんが努力しておって、家庭訪問されたりしているのは十分わかるんですが、やはりそこに何らかの部分を入れていかなければならないのではないかなど。そんな感じが、ちょっとこれを見まして思った次第でございます。

○溝口幸治委員長 貴重な提案ありがとうございます。

○吉田孝平委員 説明資料の7ページ。リバースモーゲージ、蒲島知事もいろんなところでこのお話をされていますけれども、実際、利用された世帯数、それとまた、これは、土地の評価が関係するという話がありますけれども、どちらかというと、熊本市が多いのではないかなと思うんですけれども、その地域的なことも教えていただければと思います。

○篠田健康福祉政策課政策監 現時点で、最新のデータでいきますと、住宅金融支援機構に融資の申し込みをされた方、大体170件ぐらいあります。ちょっと今市町村ごとのをきょう持ってこなかったんですけれども、熊本市が大体半分ぐらいあったかと思えます。益城町も当然多かったんですけれども、美里町であるとか、山都町であるとか、南阿蘇村、山手のところも結構あります。これは、住宅金融支援機構のリバースモーゲージ制度というのが、もともとあったリバースモーゲージ制度とちょっと違ってまして、この災害融資の関係は、平成29年1月にできたものなんですけれども、どんな山手であろうが、海べたであろうが、田んぼの中だろうが、どこでも融資ができる、かつ、底地の部分に6割、大体6割というのは、底地の部分の評価額の大体6割は融資ができる、建物の部分、新築の

場合、1,000万の建物を建てた場合に6割、600万の融資ができるという制度でして、すごく借りやすくなっている。そこに県として助成をしているということで、助成件数も少しづつふえているということ。もう1つ、リバースモーゲージを受けなかった場合にも、親子リレーローンとか親孝行ローンとか、そういったものを使いながら住まいの再建を今進めていっているというところでございます。

○吉田孝平委員 私も地元でこのリバースモーゲージの話をさせていただいたときに、宇城市の田舎のほうでは、なかなか融資ができないという話も聞きましたので、なるべく熊本県全体を救えるように、また、周知のほうもお願いしたいし、支援のほうもお願いしたいと思います。

それと、もう1つよろしいですか。

説明資料の17ページ、私も一般質問で風疹抗体検査の質問をさせていただきましたけれども、私たちの世代が対象となっておるんですけれども、実際、抗体検査受けている方が多いのか少ないのか、ちょっと教えていただければと思います。

○上野健康危機管理課長 今吉田委員がおっしゃった内容につきましては、今回始まった国の追加的対策に関するものかと思えます。ことしの——熊本市が最後だと思えますが、8月までに、ことしの対象者の方に対してチケットの配付は、全て市町村から行われているということなんです、今年度は、まず、40歳から47歳に該当される方について、チケットがまず配付されているというふうに聞いております。

あと、もし希望されれば、お住まいの市町村に連絡いただければ、改めて対象外の57歳までの方につきましても、チケットが送られてくるという制度になっております。

現在のところ、まだ始まったばかりで、チ

ケットがまだ配付されたばかりなので、まだ我々のほうに数字というのが上がってきておりませんので、ちょっと今の状況がどうなのかというのはなかなか返答難しいのでございますけれども、チケットはもう確実に対象者の方には配付されているという状況というふうに聞いております。

○吉田孝平委員 なかなか私たちの周りの人間に話しても、全く関心がないじゃないですけども、わかっていない方がたくさんおられるので、一番は、病院に、違う病気で診察に行かれたときに、病院のほうからも言っていたのが一番いいのではないかと思うので、その辺をできればしていただければと思います。お願いします。

○上野健康危機管理課長 委員おっしゃるとおりに、これはもう、市町村が実施主体でございますが、関係する医療機関についても周知をお願いしたいということで、県の医師会を通じまして、この制度の周知についても図っているところでございますし、また、我々も、ホームページや市町村に向けての広報も、今までやっておりますが、これからも積極的にやっていきたいというふうに考えております。

○吉田孝平委員 よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 さっきの篠田政策監の吉田委員からあった事業の実績、リバースモーゲージ利子助成事業と自宅再建の利子助成事業、ちょっとわかりやすくまとめて、それぞれの委員の皆さん方に、後ほどで結構ですから、配ってください。

ほかに質疑ありませんか。

○城下広作委員 子ども未来課のほうで、繰り越し事業のことで、ちょっと確認をさせて

ください。

放課後児童クラブの施設整備の事業で、ちょっと説明のところに、特殊構造を予定していたが、材料の製造元が県外に限られている等の理由により一般的木造に変更をしたと。例えば、ここは特殊構造がいいからと思って申請をしたけれども、特殊構造が、材料が県外だからというのと、いいものを考えて、たまたまそれが県外だった、だから、県外だからだめとなると、特殊構造が使えないということになる、ほかのことでいろいろ。その理由をもっと詳しく教えていただきたい。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

この特殊構造といいますのが、CLT、非常に強度の木材の構造にする製法というふうに聞いておりますが、CLTを使ってつくろうとされたようなんですが、CLT自体が県外だけで生産をされているとは、ちょっと思わないんですが、やはり地震の影響か、県内からのCLTの調達がちょっと難しいということで、普通の木材にかえられたというふうに聞いております。

○城下広作委員 それは、熊本県内でつくっているうちはいいんだけど、ただ、いろいろと、いい材料とか、いい工法でやりたいというふうに、全部それが県にあるとは限らぬ場合があるから、それを単純にそのことで排除するというのが果たしていいのかというのが、ちょっと考えなきゃいかぬ部分もあるのではないかということで、そうしないと、全部県内であるものでしか一切できないということで、こちらのでカバーしたけれども、ほかのところもそういう考え方をすると、使うものというのは非常に限られてくるというか、そういう心配も出てくるのではないかということで、この理由を一応確認したと。何かあれば。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

おっしゃられるとおりでして、CLTというのは、土木部のほうでも推進して使っているというふうに事業もされていたかと思えます。なるだけ県内での需要とかもできるように、しかも木材の県内の需要を高めるといふのも県を挙げてやっておることですので、きめ細かな情報提供等を行いながら、市町村のほうを支援していきたいと思えます。

○城下広作委員 こういうこと考え方も慎重にいかないと、何か今後参考として、また一応確認をさせていただきました。了解でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。
——いいですか。

なければ、これで質疑を終了いたします。
これより1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後0時58分開議

○溝口幸治委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、山川企画振興部長。

○山川企画振興部長 平成30年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係について、その後の措置状況を御報

告申し上げます。

企画振興部に対しましては、「世界チャレンジ支援基金を活用した事業について、対象事業は学生等からの人気が高く、本県にとっても有益な事業であるので、着実な事業展開を図ること。」という御指摘をいただきました。

世界チャレンジ支援基金を活用した事業は、くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業など4事業ございます。平成30年度は、4事業合わせて77名の応募があった中から、これまでの最高人数となる54名の学生等を海外に派遣いたしました。今後とも、世界的規模で活躍することを目指す学生等を支援し、将来の熊本の発展に資するという基金設置の目的への理解を得ながら寄附金の増加に努め、着実な事業の実施に取り組んでまいります。

続きまして、企画振興部の平成30年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成30年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額16億6,000万円余に対しまして、収入済み額は、14億9,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

なお、予算現額と収入済み額との比較1億7,000万円余は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金等の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額91億1,000万円余に対しまして、支出済み額は、83億8,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は、4億1,000万円余で、主に熊本地震に伴う南阿蘇鉄道の災害復旧事業費でございます。

また、不用額は、3億1,000万円余で、主な内容は、補助事業等の事業計画変更に伴う執行残や実績が見込み額を下回ったことに伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浦田企画課長 企画課でございます。

定期監査の結果につきましては、企画振興部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料ですが、銀座熊本館内に入居する一般社団法人熊本県物産振興協会からの使用料収入です。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、ふるさと投資応援事業、次世代ベンチャー創出支援事業及びくまもと版DMO推進事業に係る交付金でございます。

なお、予算現額と収入済み額との比較のところ、300万円余の差が出ておりますけれども、ふるさと投資応援事業の所要額が見込みよりも少なかったことに伴うものでございます。

次に、財産収入の家屋貸付料は、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

3ページをお願いいたします。

寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として、個人や民間企業等からの寄附をいただいたものになります。

なお、予算現額と収入済み額との比較300万円余は、寄附が見込みよりも少なかったことに伴うものでございます。

次に、繰入金でございますが、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、世界チャレンジ支援基金から一般会計

へ繰り入れたものです。

なお、予算現額と収入済み額との比較200万円余は、基金活用事業の所要額が見込みよりも少なかったことに伴うものです。

次に、諸収入の官民協働海外留学支援事業補助金は、日本学生支援機構からの補助金です。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

予算現額7億5,200万円余に対しまして、支出済み額7億1,300万円余となっております。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当の特別配当分で、不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所の職員給与費及び管理運営費です。

なお、不用額1,000万円余は、人件費の執行残及び管理運営費の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、企画総務費につきましては、企画課の職員給与で、不用額は、その執行残になります。

5ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、これは、備考欄下段の事業の概要にあります政策推進事業等に係る経費となります。

不用額の2,700万円余の主なものにつきましては、備考欄上段の不用額を生じた理由をごらんください。

政策推進事業におきまして、必要な調査研究事案が見込みよりも少なかったことに伴う執行残や、世界チャレンジ支援寄附金が見込みよりも少なかったことによる積立金の減、ふるさと投資応援事業の所要額の見込みよりも少なかったことに伴う執行残が主な理由でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課、池永で

ざいます。

決算状況について御説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明させていただきます。

まず、使用料及び手数料でございます。

万日山緑地公園使用料につきましては、都市公園法に基づく占有許可物件使用料等でございます。

不動産鑑定業者登録手数料につきましては、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料でございます。

次に、国庫支出金でございます。

離島活性化交付金につきましては、離島の地域活性化、定住の促進を図るための交付金でございます。御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

地方創生推進交付金につきましては、地方版総合戦略の取り組みを着実に推進していくための交付金でございます。地域づくりチャレンジ推進事業等を実施しております。

特定地域振興対策事業費補助につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金等でございます。一部は、平成29年度からの繰越事業でございます。

7ページをお願いいたします。

土地基本調査委託金につきましては、国交省が実施した法人土地・建物基本調査の受託に係る委託金でございます。

次に、財産収入につきましては、県が保有するフィッシャリーナ天草株式会社の株式を熊本ヤマハ株式会社売却した収入でございます。

次に、繰越金でございますが、平成29年度「環境首都」水俣・芦北地域創造事業のうち、水俣市の温泉街交流拠点公園整備事業及び津奈木町の赤崎小学校跡地利活用推進事業

について、平成30年度に繰り越した一般財源分でございます。

次に、諸収入の貸付金元利収入4,000万円は、平成22年度から24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資の回収金でございます。

8ページをお願いします。

雑入につきましては、自治総合センター事務費交付金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の9ページをお願いします。

まず、企画総務費につきましては、地域振興課職員23人の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、地域づくりチャレンジ推進事業、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る経費でございます。

不用額4,700万円余につきましては、補助金等の所要見込み額の減等によるもののほか、経費節減に伴う執行残でございます。

内訳は、10ページの備考欄をごらんください。

次に、繰り越しについてです。

繰り越しについて、別冊の附属資料で説明させていただきます。恐れ入りますが、附属資料の1ページをお開きください。

まず、明許繰り越しでございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の7,700万円余につきましては、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮したなぎさ造成整備事業において、公有水面埋立申請等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となり、翌年度に繰り越したものでございます。

次に、事故繰越でございます。

2ページをお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の1,000万円余につきましては、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う温泉街交流拠点公

園整備事業でございます。

当初、平成29年度に整備を予定しておりましたが、事業予定地にあった既存建物、旅館の解体作業に時間を要したこと等の理由から、翌年度に繰り越しを行いました。その後、平成30年度において、熊本地震の影響による入札不調となったことから、さらに翌年度に繰り越したものでございます。

この事業につきましては、ことし5月に既に工事を完了しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

決算特別委員会説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明します。

まず、分担金及び負担金でございますが、阿蘇の世界遺産登録推進のための学術業務や広報等の業務について、市町村に2分1の負担をお願いし、事業を実施しております。

予算現額と収入済み額の差額9万円余は、事業費の確定により市町村の負担金が減額となったものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主に県立劇場の施設、駐車場使用料でございます。

予算現額と収入済み額との差額は、プラス1,268万円余となっております。これは、災害復旧工事や舞台つり物機構改修工事による施設の貸出停止期間等を見込んだ予算額としておりましたが、見込みよりも施設や駐車場等の利用が多く、収入額が予算額を上回ったためでございます。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、海外アーティストを阿蘇地域に招聘し、創作活動や発表を行うことで、阿

蘇の魅力を国内外に発進する事業や阿蘇の学術検討に係る調査に充てております。

12ページをごらんください。

次の財産収入でございますが、県立劇場のレストランの貸付料です。有限会社七彩に貸し付けを行っております。

予算現額と収入済み額の差額25万円余は、工事の影響による利用制限日数が当初の見込みよりも長期に及び、貸付料を減免する期間が長くなったことによるものでございます。

次の繰越金でございますが、県立劇場施設整備事業のうち、平成29年度実施の県立劇場演劇ホール舞台機構改修工事が、建築工事に機械設備工事を取り入れる形で、平成30年3月に変更契約を行ったため、十分な工期が確保できず、年度内の工事完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

最後に、雑入ですが、平成25年度に熊本県「草枕文学賞」実行委員会からの譲渡により取得した草枕文学賞作品の著作権収入でございます。

次に、歳出でございます。

資料の13ページをお願いします。

企画総務費は職員給与費で、不用額31万円余は執行残です。

次の計画調査費は、備考欄の下のほう、事業の概要をごらんください。

そこに記載のとおり、博物学関係資料活用・学習支援事業、県立劇場の施設整備費及び管理運営事業、世界文化遺産登録推進事業などの経費でございます。

不用額の5,733万円は、備考欄、上の段の不用額を生じた理由に記載のとおり、県立劇場施設整備費の変更契約分について、工事の落札額が低かったことによる執行残や、世界文化遺産登録推進における旅費について、想定より渡航費や人数が少なかったことなどによる執行残が主な要因でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、中段の繰入金ですが、五木村振興及び球磨川水系の防災減災対策の財源に充てるために、それぞれの基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済み額の差1,600万円余につきましては、それぞれの基金を充当する事業における事業費減や執行残の発生等に伴うものでございます。

次に、諸収入ですが、村からの要請を受け、県が実施しております村道整備に係る村からの受託事業収入でございます。

なお、予算現額と収入済み額の差9,300万円余につきましては、翌年度への事業繰り越し及び国交付金の内示減等に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、企画総務費につきましては、川辺川ダム総合対策課職員8人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、支出済み額は9億3,100万円余でございます。

備考欄の事業の概要の欄をごらんください。

主な事業は、五木村の実施するソフト事業や基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業4億8,900万円余、球磨川流域市町村への球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1億7,900万円余でございます。

不用額の5,000万円余は、主に五木村振興交付金交付事業の事業計画の変更等に伴う執行残、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補

助金の所要額の減による執行残及び村道整備（受託）事業、平成30年度国補正分の国交付金の内示減等に伴う執行残でございます。

次に、繰り越しについてです。

別冊の附属資料で説明させていただきます。附属資料の3ページをお願いいたします。

まず、五木村振興道路整備（受託）事業ですが、村から受託して施行しております道路整備事業で、平成29年度工事について、擁壁補強の追加工事が必要になったことから時間を要しまして、その影響で平成30年度事業の発注がおくれたため、4,200万円余を翌年度に繰り越したものでございます。事業は、令和元年7月末完了をしております。

次に、道路整備（受託）事業、H30年国補正分ですが、国の2次補正に伴う社交金を活用した事業の受託でございまして、適正工期を確保することが難しく、3,500万円を翌年度に繰り越したものでございます。事業は、令和元年12月に完了予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料16ページをお願いいたします。

歳入でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国の地方創生推進交付金事業を活用して実施いたしました阿蘇くまもと空港拠点性向上に係る交付金でございます。

次に、財産収入でございます。これは、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料及び売り払い収入、熊本空港ビルディング株式会社

などからの配当金収入でございます。このうち、土地の売り払いにつきましては、阿蘇くまもと空港の駐機場増設の整備事業用地として、国土交通省に売却したものでございます。

なお、この売却物件の詳細につきましては、別冊の附属資料5ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、繰越金でございます。

天草エアラインの機材整備に対して補助を行っております、天草空港運航支援対策事業に係る平成29年度からの繰り越しでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。

諸収入でございます。

有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金回収金、阿蘇くまもと空港国内線利用促進、就航促進事業に係る助成金及び島原・天草・長島連絡道路に係る調査負担金等でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、当課23人の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

次に、計画調査費でございます。

備考欄の事業の概要に記載しております並行在来線対策事業などに係る執行経費でございます。

不用額4,200万円余につきましては、天草空港運航支援対策事業などで、所要額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

19ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費につきましては、南阿蘇鉄道の災害復旧を行う南阿蘇鉄道株式会社に対する助成でございます。

翌年度繰越額2億5,300万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

恐れ入ります、附属資料の4ページをお願いいたします。

南阿蘇鉄道災害復旧支援事業につきましては、立野一長陽駅間に位置する第一白川橋梁の詳細設計に不測の日数を要し、事業完了が困難となったため、本年度に繰り越したものでございます。なお、本年度内の完了を予定してございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

決算特別委員会資料のほうの20ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明します。

まず、国庫支出金の電気通信格差是正事業費補助でございますが、これは、山江村で実施した携帯電話等エリア整備事業に係る国庫補助金でございます。

次に、財産収入でございますが、天草ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社ジェイコム九州からの配当金収入です。

資料の21ページをお願いいたします。

諸収入でございます。

共済組合収入ですが、これは、共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金です。

次に、共同システム運営受託収入ですが、県と市町村が共同で運用しております行政業務支援システム等に係る経費の市町村負担金でございます。

次に、雑入ですが、企業局並びに病院局の庁内情報システムの利用に係る負担金となります。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しておりますとおり、ホストコンピューターの管理運営を行う電子計算管理運営事業等に係る経費です。

不用額の1,000万円余につきましては、入札執行残及び経費節減によるものです。

次に、企画総務費です。当課19名の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

23ページをお願いします。

計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しております熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費です。

不用額の4,400万円余は、備考欄、不用額を生じた理由に記載しておりますとおり、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業の入札執行残やくまもとフリーWi-Fi整備事業の所要額の減等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

内容でございますが、当課の歳入は全て国庫支出金でございます。国から委託を受けた各種統計調査実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、資料の28ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、統計調査総務費は、職員30名の給与費等で、不用額は、執行残でございます。

次に、委託統計費は、国から委託を受けて実施する統計調査の経費でございます。次の単県統計費は、県民所得推計調査等の単県調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。

なお、不用額は、経費節減に伴う執行残で

ございます。

統計調査課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○溝口幸治委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○増永慎一郎委員 地域づくりチャレンジ推進事業について、ちょっとお伺いします。

まず、もともとの予算がどれだけあったのか、教えていただけますか。

○池永地域振興課長 地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、当初予算としましては3億6,000万円の予算を平成30年度組んでおりまして、2月補正で補助金額950万円と県事業分で500万円の1,450万円を2月で減額補正をしております。

補正後の予算額は、3億4,550万円になっておりまして、今回、決算額3億1,716万1,000円に対して、不用額2,833万8,000円となっているところです。

○増永慎一郎委員 地域づくりチャレンジ推進事業の金額というのが、前から比べたら非常に大きくなって、それぞれの市町村がいろんなことをやりたいということで本当に喜んでいただいているわけでございますけれども、この不用額が出た理由というのは、どんな理由なんですかね。

○池永地域振興課長 執行残の不用額につきましては、執行残の削減について毎年努めておりまして、平成27年度に4,800万円、また、28年は4,200万円余、昨年29年は3,400万円余ということで、少しずつですが、不用額を減らしてきているところです。

地域づくり夢チャレンジ推進事業の申請時期が4月当初となっております。6月には

交付決定を行いまして、予算額、おおむね交付決定をさせていただいているところですが、事業実施に当りまして、事業計画の見直し、変更等ございまして減額をされておりました、確定残、それから経費節減による節減というところで不用額になっております。

○増永慎一郎委員 結局、使うところが減額をして、減額という形になったわけでございますね。

○池永地域振興課長 おおむねそういうことになっています。

○増永慎一郎委員 わかりました。

何かですね、いろんなところから話を聞くと、まだ何かお金が欲しいのというふうな形が1つと、何かちゃんとしてもらえるようにこっちのほうからも後押しをしてくれという話の割には、こうやって不用額が出てくるというのが、ちょっと不思議だったもので聞いてみました。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○末松直洋委員 3ページの企画課の歳入に関するところで、世界チャレンジ支援寄附金というところなんですけど、寄附の見込みが少なかったということではありますが、例年、大体どれぐらいあっているんでしょうか。

○浦田企画課長 企画課でございます。

毎年の寄附額の推移を申し上げますと、一番多かったときが、これ24年から始まっているんですけども、一番多かったときは1,970万円ほどございました。

その後、26年から810万円、27年が1,050万円、28年が830万円、29年が1,150万円、それで平成30年度が940万円程度ということで、

最近は1,000万円程度の額で上下しているというような状況です。

ちなみに、今年度は51件、今のところ1,000万を超えるような形での寄附の申し込みがあっているような状況でございます。

○末松直洋委員 寄附を募る場合は、どのような形で県民に周知されているんでしょうか。そこをお願いします。

○浦田企画課長 寄附のほうは、まず、県内の各企業あたりに、このチャレンジ基金を初めつくったときをお願いしまして、それから続いているところが数多くあるんですけども、そういったところを中心に経済界あたりに働きかけている、それとホームページとか県人会、他県の県人会等を含めてPRさせて、補助金の獲得に努めているところでございます。

○末松直洋委員 ぜひ、これ続けていただいて、なかなか、すぐ結果が出るということじゃないと思うんですよ。長くやっばり続けていくことで、熊本の若者を将来、国際的感覚を身につけたすばらしい成人になっていただくように、ぜひ今後もお願いいたします。

もう一つよろしいですか。

○溝口幸治委員長 はい。

○末松直洋委員 11ページの文化企画・世界遺産推進課の歳入に関してであります、博物館ネットワークセンターの使用料ということで3万3,000円、土地利用が上がっておりますが、これはどのようなことでしょうか。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 お答えします。

電柱ですとか、九電に貸しているとか、ドコモの携帯の電柱ですとか、ちょっとした土

地の上に立つような……。

○末松直洋委員 はい、わかりました。

宇城市に貸し出しているのかなと思ったので、ちょっと……。わかりました。

○楠本千秋委員 世界チャレンジ支援基金のこの使途、文化企画のほうですけども、くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業に9名派遣されていますけども、これはいつごろからされて、その成果というんですかね、何かあれば教えていただきたいと思えます。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 6年間、平成25年から実施しております、大体予算額で9名枠としているところですが、1人、渡航費などを見ますので、ことしは渡航費が少なかった人もいらっしゃいますので、10名、令和元年度ではやっておりますが、成果でいきますと、事業終了後に、例えば、国際オーケストラに参加されたりとか、国際的なバレエのオーディションを受けて通られたりとか、それから、さらにまた、国際的なアカデミーというか、海外のアカデミーに再入学が決まった方とか、うちの職員がフォローアップを大体1年間にわたって、帰国後どういう活動をしたかというのを調べて、成果の把握には努めております。皆さん、おおむねいい成果で羽ばたいていらっしゃるということです。

○楠本千秋委員 すばらしい事業なんで、その応募というんですかね、その対象とか、何か選ばれるという条件とか審査とか、どんな形で……。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 学校現場に周知をしまして、市町村のですね、学校現場に周知をしまして、学校側が、例えば、掲示板に張り出したりしていただいたりと

か、県内各地の高校生、それから芸術系を持つ大学、それから専門学校、そういうところを対象に募集しております。

個人で応募されるんですけども、私どもで4名の審査員に基づいて、映像とか、それから今までの成果とか、そういうのを出していただきまして審査をしているところでございます。

○楠本千秋委員 がんばってください。よろしいです。

○濱田大造委員 5ページのくまもと版DMO推進事業に関してなんですが、ちょっと勉強不足なんですが、株式会社くまもとDMCと熊本県のかかわり方ってどうなっているのかなと、よくわからない、よく見えないんですよね。唐突に何年前にくまもとDMCというのができましたよと、肥後銀行とつくりましたよという話なんですけど、今どこが中心になって観光事業とかを旗振り役になっているのか、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○浦田企画課長 くまもと版DMO推進事業は、熊本地震で甚大な被害を受けました観光産業の再生、発展及び地域活性化を推進するために、地方創生推進交付金を活用しまして、平成28年から観光地域づくりを広域的に担う株式会社くまもとDMCの取り組みを支援しております。その株式会社くまもとDMCにつきましては、先ほど委員お話しのとおり、肥後銀行と熊本県の出資、熊本県の出資は5,000万円のうち200万円という形で出資させていただいて、具体的に、そのDMCが市町村や旅行業者等の従来の観光主体に加えて、農家とか地域住民等のさまざまな関係者を巻き込みながら、そのビッグデータを活用してマーケティングやプランニングを行って、観光客のニーズに合った旅行商品の造成

等を行っていただいています。

3年間という形で、先ほど言いました地方創生推進交付金を活用して、30年度まで支援させてもらっているような状況です。

現在、本県観光の課題に関しまして、高付加価値化といった視点で取り組んでおりますけれども、片方で観光連盟というのが県のほうにございます。そこと十分連携を図れるような体制を今構築しながら連携体制を推進しているようなところでございます。

前回、観光連盟の専務理事であった河野専務理事が、今DMCのほうの社長として業務を推進しておられまして、十分な連携が今後図られていくものと思っております。

○濱田大造委員 説明を聞きましたら、3年限定ということによろしいですか。

○浦田企画課長 県からの支援につきましては、立ち上げ支援という形で3年の支援ということでございます。

○濱田大造委員 このくまもとDMCという、こういう形態で株式会社にするというのは、もう熊本特有の会社なんですかね、その辺を教えてください。

○山川企画振興部長 一般的に申し上げて、DMOとDMCあると思いますけれども、先生おっしゃるとおり、DMCというのは、その会社形態のいわゆる自走する経営体でございますので、全国的にも全く例がないとは申し上げませんが、おそらく熊本が相当早い段階でつくった新しいタイプの観光の推進主体ということになろうかと思えます。

○濱田大造委員 了解します。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○西聖一委員 交通政策課にお尋ねします。

いろいろ事業に頑張っておられて、空港とか南阿蘇鉄道とかJRとか、そちらのほうはすごく成果を感じるんですけども、公共交通政策のバス網再編ですね、こっちはほうがなかなか見通しが私も感じないんですけど、そこら辺について、これからどういう成果を出せるような判断をお持ちかお聞かせください。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

県内のバスの取り組みの御質問がございました。

まず、バスの現状から申し上げますと、県内の路線バス利用者というのが、ピークのときに比べて非常に減っていると。具体的には、4分の1以下にまで今減少しているということに加えて、さらに、御承知かと思いますが、近年では、運転手の不足と、要は人の不足というのが相まっていることから、バスサービスが、路線廃止とか減便というのが進んでいるというふうに認識しておりまして、バス事業そのものが存続の危機にあるということは、我々県としても強く認識をしておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、ことし3月に、県内バス事業者5社と、それから我々県、そして熊本市で、熊本におけるバス交通のあり方検討会というのを発足したところでございます。

ここの検討会では、各バス事業者の社長、それから県、市の部局長級で構成しているんですけども、その直属の組織として、事業者、県、市の担当者から成るプロジェクトチームを設置して、今具体的な検討を進めているところでございます。

この検討会の最終的な目的でございますけれども、それはまさに、持続可能で、かつ、利用者ニーズ、それから時代の潮流に沿った

バスサービスの提供というところを目指しているわけでありまして、そのため、今年度はビッグデータとかを活用いたしまして、利用者ニーズの把握、それから、あるべき路線網やバスサービスの姿を描いていくというような作業を今してまいりまして、さらには、その目指す姿を実現するために、その事業形態ですね、どういうバス事業のあり方が——どのようにあるべきかということについても、今鋭意絞り込みの作業を進めているところでございます。

具体的な、例えばですけれども、共同経営とかという概念とか、あるいは経営の一元化など、そういった事業形態ごとに提供できるサービスの差が当然ございますので、そういったものについてしっかり検証いたしまして、具体的なその絵姿を示した上で、今後、各社、それから県、市で方向性をしっかり確認するという作業を今頑張っておるところでございます。

○西聖一委員 現状の厳しさは本当よくわかりますけど、本当、日常、身近な問題なので、高齢化社会で御存じのとおりですけど、バスがなくなると非常に一番心配するので、しっかり成果を出していただくようお願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○橋口海平委員 20ページ、情報通信格差是正事業費補助、この分なんですけど、現在の県内の携帯電波の不感地域はどれぐらいあるのか。それと、そういう今どんどんつけているところに関しては、5Gに対応しているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいんですけど。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

携帯電話の不感地域でございますけれども、現在、ほぼ県内全世帯、エリアをカバーしまして、カバー率としては99%ということになります。

ただ、郡部のほうになると、やはり少し携帯が通じないといったような地域はまだまだ残っております、31年の4月1日現在で、11市町村のうちの38地区、153世帯が不感ということになっております。（「5Gの関係」と呼ぶ者あり）

はい。5Gの関係につきましては、これから恐らく普及が始まっていくのかなというところで見えております。これから国のほうはどういうふうな形で普及を進めていくのかということで、我々のほうも状況を注視しながら進めていきたいと思っております。

○橋口海平委員 ぜひ、新しく、そういう不感地域153世帯、大変な郡部なんだろうとは思いますが。そういうところにも、ぜひ新しくつける場合は5Gとかもつけていかないと、そういうところのほうはたぶん今からそういう情報を取得するのだったり、発信するというのは必要になってくると思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 環境首都創造事業についてお尋ねしたいんですが、この事業は、地元要望に対して大変大きな成果を出しているということで、大変評価している事業であるけど、今この事業の全体予算で幾らぐらいあるんですか。

○池永地域振興課長 「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきまして、予算額は、繰り越しも含めまして、当初予算としては、2億2,800万円余を計上しております。全体予算としては、2億2,800万円余を計上してお

りまして、2月で減額補正9,200万円余を2月補正しまして、額として500万円余を不用としているところでございます。

○吉永和世委員 固定費とか投資的経費とか、固定費に回っている分というのもあるんですか。

○池永地域振興課長 固定費というところの費用というのは、特にハード事業とソフト事業に分かれて、この環境首都事業はございまして、ハードが当初予算でいうと1億8,500万円、ソフト事業につきましては4,300万円余となっております。

○吉永和世委員 すごくいい事業なんですけれども、地元要望がすごく多過ぎて、ちょっと対応に困っているのがあるのかなと思うんで、我々も環境省へ行ったときに、予算をふやしてくれという話を常々言わせていただいているんですが、そういったことも県もしっかりまたお願いしていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○濱田大造委員 7ページのフィッシャリーナ天草についてお尋ねなんですけど、これ、バブルのころにこういうフィッシャリーナ天草、結局、株式売却ということなんですけど、これ、100%売却だったのかな、その辺のことと、あと累計で、結局、熊本県幾ら損したとかそういうのがあるんですかね。そういうのがわかったら教えてください。

○池永地域振興課長 済みません、フィッシャリーナ天草株式会社につきましては、民営化を視野に、平成26年度から30年度にかけて、昨年度にかけて、熊本ヤマハ株式

会社への売却を進めてきております。

30年度につきまして、210株を売却予定でしたが、熊本ヤマハ株式会社との協議の結果、310株を売却することになりまして、1,610株をトータルで売却しております。

当初の額面が5万円ということで、現在、公認会計士の方に売却額を算定いただきましたら8,922円ということで、売却額の276万5,000円が収入となっております。

これまでの損切りということでございますが、県としましては、平成11年度末、平成12年の3月に、ヤマハ発動機様から1,800株を無償譲渡いただいておりますので、今売却しておる1,610株というのが、ヤマハ発動機様から無償譲渡いただいた分を売却しているということでございますので、県としての実質の損切りというところまでは至ってないという状況でございます。

○濱田大造委員 了解します。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○城下広作委員 17ページの交通政策で、島原天草長島連絡道路調査負担金、3県架橋の分で久々言葉が出たもんですから、3県架橋の今の状況と、この負担金というのが雑入となっている、ちょっとこの意味をもう1回教えてもらえますか。

○重見交通政策課長 3県架橋関係の負担金というのがございます。これ、我々熊本県それから長崎県、鹿児島県、3県で火を絶やさないという意味で、毎年、地震とか津波の調査をしております。

これについては、ことしは熊本が会長県ということになりますので、その調査に必要な負担金というのを、鹿児島、長崎両県から受け入れた、そのお金ということになります。

○城下広作委員 その3県架橋の見通しとか、今の取り組みとかをちょっと教えてもらおうと思って。わかる範囲でいいですよ。

○重見交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、3県架橋については、先生御承知のとおり架橋構想でございます。

これについては、なかなか今、国全体で海峡横断プロジェクトというのは、過去の政治状況でとまっているということがございまして、なかなか前に進んでいないというのが現状でございます。

ただ一方で、当然、我々県、それから長崎、鹿児島のほうでは、当然必要なものだと考えてやっております、その両県と力を合わせまして、毎年、地方大会の開催であるとか、あるいは先ほど申し上げた調査などを地道に進めているというところでございます。

この本構想、架橋構想ですね、非常に壮大なプロジェクトでありますので、なかなか一朝一夕ではいかないものだというふうには認識しておりますが、ただ、やはり、まず地元の熱意というのが、これを最終的に実現させるには非常に重要だというふうに我々も認識しておりますし、国のほうも、それはそういう考え方でございますので、我々も、引き続き粘り強く地道に取り組んでいきたいと思っております。

○城下広作委員 地道に取り組むという気持ちだけよく伝わりましたので、しっかり頑張ってください。それを真に受けて聞いておきたいなと……。

もう一つ、済みません。

情報政策課、22ページ。電子県庁の構築というふうにならなくて、予算立てもしているんですが、これが大体、達成といいますか、どういう形で受けとめたらいいのかな。大体ほぼ進んでいる、それとも、電子県庁と

はなかなか構築は難しい、この辺をちょっと総括みたいな形で教えてもらえれば、それで結構ですけども。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

電子県庁の取り組みにつきましては、もう平成15～16年ぐらいから始まっております。国が動き出したのは、平成12年ごろだったかと思えます。

今のところは、電子申請だったりとか、共同で市町村と運営したりとか、そういった取り組みを進めているところでございます。

今回、最近になりまして、国のほうも新しい政策をどんどん打ち出しております。それは、情報技術がかなり急速に進展をしております、今ではIoTだとかAIだとか、新しい技術が非常に普及してきているということで、スマートフォンもかなり普及しているというような状況で、そういった情報をデジタルガバメントというようなことで、国のほうもそういう実行計画をつくって取り組んでいるところでございます。

一応、県のほうとしましても、そういった動きをじっくり勉強させていただいて、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○城下広作委員 いいものは取り入れて、よその県に負けないように、効率が上がるものはどんどん頑張ってください。それだけでございます。

○山口裕委員 先日9月14日に、公共バス等の料金が無料化されて、すごく多くの方が、別に桜町に行ったわけではなくて、県内至るところに出向いて行かれたということを考えれば、何か公共交通の可能性でまだまだ高いんだなというふうに思いました。

それが無償だとそれが起きて、無償じゃな

いとなかなか利用が進まないという現状がちょっと明らかになったのかなというふうに思っております。

その上で、皆さんが頑張っていて、ICカードを導入して地域カードにされたことからすれば、あの地域カードの利用、もう1回企業と一緒にタイアップして、もうちょっと生かせる形になるんじゃないかなという可能性が見えたような気がします。

例えば、熊本市内のデパートとか商業施設を利用される、そのときには、帰りのバス料金がちょっと安価になるとか、そういう特典がつくと利用していただけるんじゃないかということも、ちょっと考えられるので、公共交通のあり方を考える上では、1つのいい実験だったんじゃないかなというふうに思いましたので、意見として言わせてください。

以上です。

○溝口幸治委員長 貴重な御意見ですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで企画振興部の審査を終了します。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 済みません、文化企画・世界遺産推進課でございます。

先ほど楠本委員から御質問がありました件で、間違った回答をしてしまいましたので、訂正してよろしいでしょうか。

○溝口幸治委員長 どうぞ、はい。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 くまもと若手芸術海外チャレンジ事業でございますが、審査委員の人数を私「4名」と答えてしまいましたけど、5名で、熊大の先生ですとか文化協会の理事さんですとか、熊日の論説委

員の方とかをお願いして、チャレンジ意欲ですとか将来性を見て決めております。

○溝口幸治委員長 ほかに回答漏れはございませんでしょうか。

なければ、これで審査を終了いたします。

次回の第4回委員会は、あす10月2日水曜日、午前10時に開会し、午前中に環境生活部、午後から農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長